

○豊見城市農業経営支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に直面する中で農業の経営発展に向け努力する生産農家の支援を目的に、生産意欲の向上および農業経営の維持・安定化を図るため補助金を交付するものとし、その交付に関しては豊見城市補助金等の交付に関する規則(平成2年3月26日豊見城村規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、令和7年4月1日から交付申請時において市内に住所を有する野菜、花卉、果樹、さとうきび生産農家であり、令和6年分の農産物販売金額が15万円以上ある世帯(生産農家)とする。ただし、同一世帯に2人以上の生産農家がいる場合は、交付対象者は1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体のための事業を行っている者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 豊見城市暴力団排除条例(平成23年9月28日豊見城市条例第18号。以下「暴排条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団

- (4) 代表者、役員、従業員その他の構成員が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(補助金の額)

第3条 交付対象者への補助金額については、基本となる額に令和6年中における販売額に応じた加算額を上乗せした額とし、基本額については別表1に、加算額については別表2にそれぞれ定めるものとする。ただし、補助対象経費に消費税は含めないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 他市町村に耕作地を有しており、当該市町村において同様の補助金の交付を受けた場合
- (2) 申請日時点において市税(国民健康保険税含む)に未納がある場合

(補助金の申請)

第4条 交付対象者は、豊見城市農業経営支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 住所が確認できる書類
- (2) 令和6年分の農産物販売金額が15万円以上であることが確認できる書類の写し
- (3) 社会保険加入者については社会保険証の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条第1項の申請の受付期間は、令和7年7月1日から令和7年8月22日までとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、すみやかに豊見城市農業経営支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。補助金を交付することが適当でないとき、豊見城市農業経営支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定により交付を決定した給付金は、豊見城市農業経営支援事業補助金請求書(様式第4号)による請求に基づき、申請者の指定する口座に振り込むことにより交付するものとする。

3 市長が第1項の規定による交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により令和7年9月30日までに交付が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことを知った場合は、交付決定を取り消し、給付金の返還を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業を実施するために必要事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第4条関係)

補助基本額	40,000 円	※令和 6 年中の販売額が 15 万円以上
-------	----------	-----------------------

別表2(第4条関係)

加 算 額 （ 補 助 基 本 額 × 加 算 率 ）	令和 6 年における販売額	加算率	加算額
	4,000,000 円未満	0%	0 円
	4,000,000 円以上 5,000,000 円未満	10%	4,000 円
	5,000,000 円以上 6,000,000 円未満	20%	8,000 円
	6,000,000 円以上 7,000,000 円未満	30%	12,000 円
	7,000,000 円以上 8,000,000 円未満	40%	16,000 円
	8,000,000 円以上 9,000,000 円未満	50%	20,000 円
	9,000,000 円以上 10,000,000 円未満	60%	24,000 円
	10,000,000 円以上	70%	28,000 円